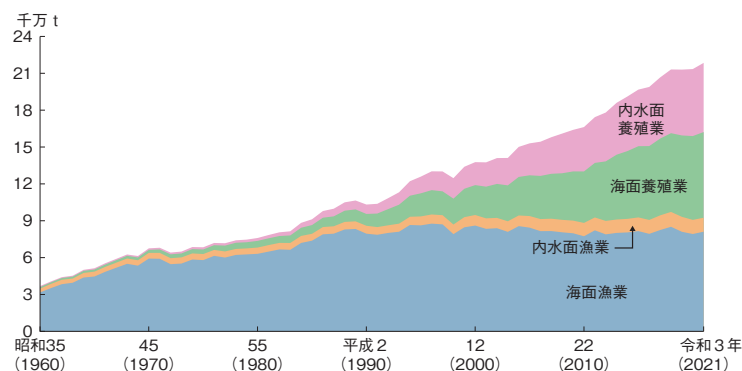


第4章 水産業をめぐる国際情勢

(1) 世界の漁業・養殖業生産

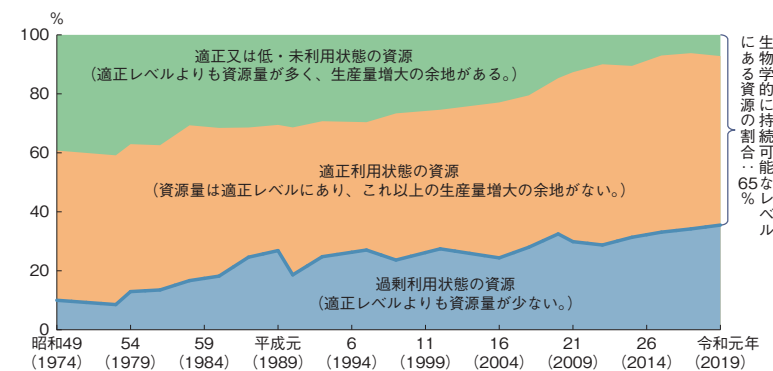
- 世界の漁業・養殖業の生産量は増加傾向。漁業の漁獲量は横ばい傾向である一方、養殖業の収獲量は急激に増加。
- 漁船漁業の漁獲量は、EU、米国、我が国等の先進国・地域では、おおむね横ばいから減少傾向。中国、インドネシア、ベトナム等の開発途上国で増大傾向。
- 養殖業の収獲量は、中国及びインドネシアの増加が顕著。
- 持続可能なレベルで漁獲されている世界の水産資源の割合は、令和元（2019）年には65%まで低下し、35%が過剰利用。

世界の漁業・養殖業生産量の推移



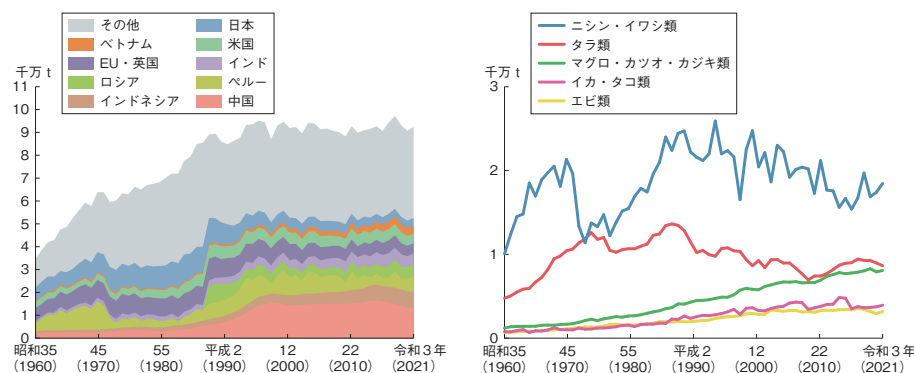
資料：FAO「Fishstat (Global capture production, Global aquaculture production)」(日本以外)及び農林水産省「漁業・養殖業生産統計」(日本)に基づき水産庁で作成

世界の資源状況



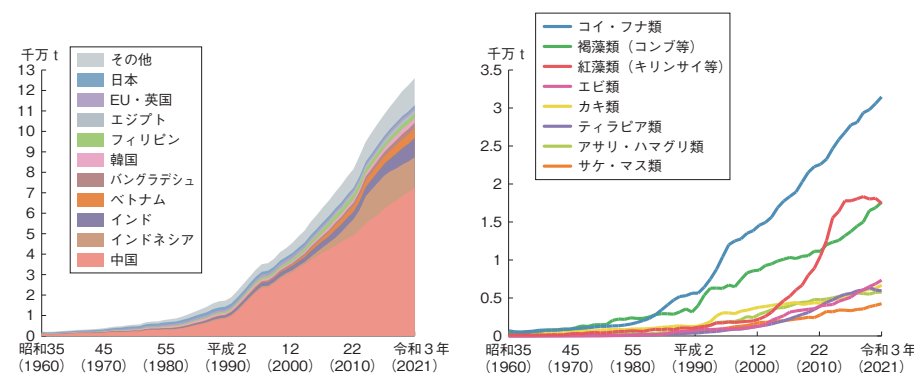
資料：FAO「The State of World Fisheries and Aquaculture 2022」に基づき水産庁で作成

世界の漁業の国別及び魚種別漁獲量の推移



資料：FAO「Fishstat (Global capture production)」(日本以外)及び農林水産省「漁業・養殖業生産統計」(日本)に基づき水産庁で作成

世界の養殖業の国別及び魚種別収獲量の推移

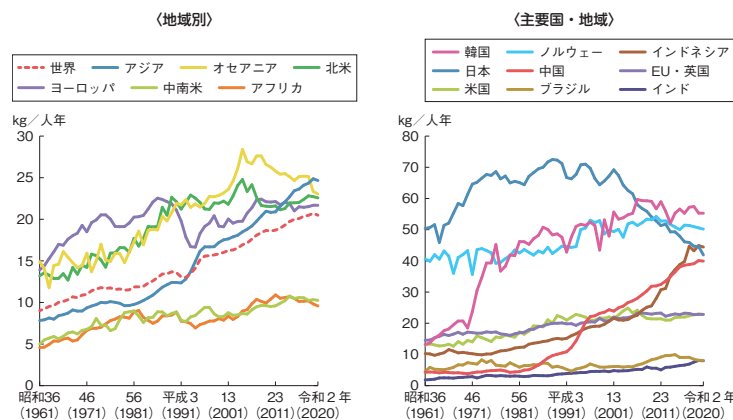


資料：FAO「Fishstat (Global aquaculture production)」(日本以外)及び農林水産省「漁業・養殖業生産統計」(日本)に基づき水産庁で作成

(2) 世界の水産物消費

- 世界の1人1年当たりの食用魚介類の消費量は、半世紀で約2倍となる一方、我が国の1人1年当たりの食用魚介類の消費量は、約50年前の水準を下回り推移。

世界の1人1年当たり食用魚介類消費量の推移（粗食量ベース）



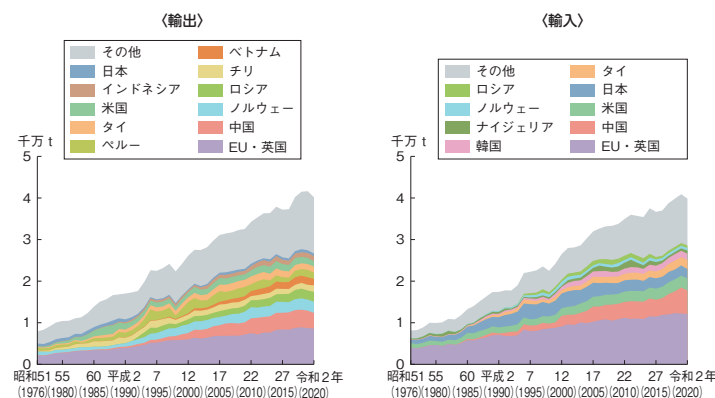
資料：FAO「FAOSTAT (Food Balance Sheets)」(日本以外) 及び農林水産省「食料需給表」(日本) に基づき水産庁で作成

注：1) 粗食料とは、廃棄される部分も含んだ食用魚介類の数量。
2) 中南米は、カリブ海地域を含む。

(3) 世界の水産物貿易と国際情勢

- 流通技術の向上、人件費の安い国への加工場の移転等により世界の水産物貿易量は増加傾向。世界の漁業・養殖業生産量の3割以上が輸出仕向け。
- 令和4（2022）年6月、世界貿易機関（WTO）閣僚会議においてIUU漁業につながる補助金の禁止、濫獲された資源の枯渇を助長する補助金の原則禁止等を内容とする漁業補助金協定を追加するWTO協定改正議定書が採択。

世界の水産物輸出入量の推移



資料：FAO「Fishstat (Global fish trade)」に基づき水産庁で作成

注：EUの輸出入量にはEU域内における貿易を含む。

ア カツオ・マグロ類の地域漁業管理機関の動向

- 世界のカツオ・マグロ類資源は、5つの地域漁業管理機関が全てカバーしており、我が国は全てに加盟。
- 中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）においては、平成27（2015）年以降の太平洋クロマグロの資源管理の取組の結果、親魚資源量は回復傾向。
- 令和3（2021）年の年次会合において我が国提案の太平洋クロマグロの大型魚の漁獲上限の15%増加が合意され、令和4（2022）年から適用。

- 北太平洋の公海域では、北太平洋漁業委員会（NPFC）において、サンマ、マサバ、クサカリツボダイ等の資源を管理。
- 令和5（2023）年3月の年次会合では、令和5（2023）及び6（2024）年におけるサンマの公海でのTACを15万t(令和4（2022）年から25%削減）とすること等が合意。

インド洋まぐろ類委員会
IOTC
(平成8(1996)年)

中西部太平洋まぐろ類委員会
WCPFC
(平成16(2004)年)

全米熱帯まぐろ類委員会
IATTC
(昭和25(1950)年)

大西洋まぐろ類保存国際委員会
ICCAT
(昭和44(1969)年)

みなみまぐろ保存委員会
CCSBT (平成6(1994)年)

北太平洋漁業委員会
NPFC
(平成27(2015)年)

北西大西洋漁業機関
NAFO
(昭和54(1979)年)

北東大西洋漁業委員会
NEAFC
(昭和57(1982)年)

地中海漁業一般委員会
GFCM
(昭和27(1952)年)

南インド洋漁業協定
SIOFA
(平成24(2012)年)

南太平洋漁業管理機関
SPRFMO
(平成24(2012)年)

南東大西洋漁業機関
SEAFO
(平成15(2003)年)

南極の海洋生物資源の保存に関する委員会
CCAMLR (昭和57(1982)年)

注：１）我が国はSPRFMO及びNEAFCには未加盟。GFCMについては令和２（2020）年に脱退。
２）（ ）は条約発効年

- 地域漁業管理機関においては、IUU漁業への関与が確認された漁船や運搬船等のリスト化、漁獲証明制度等、IUU漁業の抑制・根絶に向けた取組を国際的に推進。
- 令和4（2022）年12月に施行された水産流通適正化法において、国際的なIUU漁業防止の観点から、特定の水産動植物の輸入に際し、外国の政府機関が発行する証明書等の添付を義務付け。

エ 二国間等の漁業関係

- 韓国との間では、現在相互入漁は停止。暫定水域の韓国漁船による漁場占拠の問題解決に向けて働き掛けを継続中。
- 中国との間では、現在相互入漁は停止。日本海大和堆周辺水域の中国漁船等による違法操業問題等の解決に向けて働き掛けを継続中。また、同水域における違法操業の防止のため、水産庁は漁業取締船を同水域に重点配備し、海上保安庁と連携して対応。
- 台湾との間では、令和5（2023）年漁期の操業ルールについては、令和元（2019）年漁期から継続されていた操業のルールを暫定的に適用するとともに、ルールの見直しに向けて早期に協議することで一致。
- 太平洋島しょ国のEEZは、入漁料の引上げ、漁獲物の現地水揚げ等により入漁環境の厳しさが増大。海外漁業協力等を行い、海外漁場での安定的な操業の確保に努めている。

（5）捕鯨業をめぐる動き



- 我が国は、令和元（2019）年6月末をもって国際捕鯨取締条約から脱退し、同年7月から大型鯨類を対象とした捕鯨業を再開。
- 令和2（2020）年10月に策定した「鯨類の持続的な利用の確保のための基本的な方針」に基づき、必要な施策を実施。
- 鯨類科学調査については、国際捕鯨委員会（IWC）等の国際機関と連携して実施し、科学的知見に基づく鯨類の資源管理に貢献。

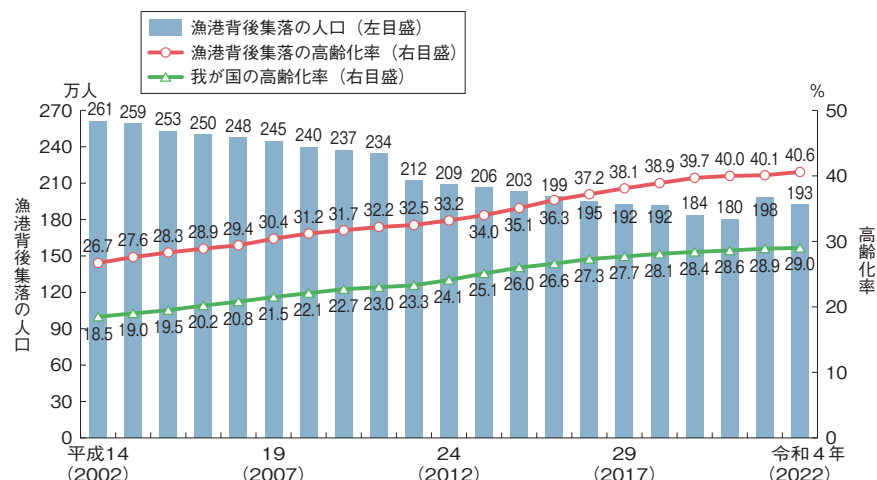
捕鯨業の対象種及び令和4（2022）年の捕獲枠と捕獲頭数				
	母船式捕鯨業		基地式捕鯨業	
	ニタリクジラ	イワシクジラ	ミンククジラ	ツチクジラ
捕獲枠	187	25	107	76
捕獲頭数	187	25	58	24
水産庁留保	0	0	26	0

第5章 安全で活力ある漁村づくり

(1) 漁村の現状と役割

- 漁業集落の多くが、漁業生産には有利である反面、自然災害に対して脆弱。高齢化、人口減少が進行し、高齢化率は40.6%。
- 水産業及び漁村は、自然環境を保全する機能、国民の生命・財産を保全する機能、交流等の場を提供する機能、地域社会を形成し維持する機能等の多面的機能を適切に発揮し、その恩恵は広く国民一般に及ぶ。
- 水産庁は、藻場や干潟の保全、内水面生態系の維持・保全・改善、海難救助や国境・水域監視等の漁業者等が行う多面的機能の適切な発揮に資する取組を支援。

漁港背後集落の人口と高齢化率の推移



資料：水産庁調べ（漁港背後集落の人口及び高齢化率）及び総務省「人口推計」（我が国の高齢化率、国勢調査実施年は国勢調査人口による）

注：1）高齢化率とは、区分ごとの総人口に占める65歳以上の人口の割合。

2）平成23（2011）～令和2（2020）年の漁港背後集落の人口及び高齢化率は、岩手県、宮城県及び福島県の3県を除く。

水産業・漁村の多面的機能



(2) 安心して暮らせる安全な漁村づくり

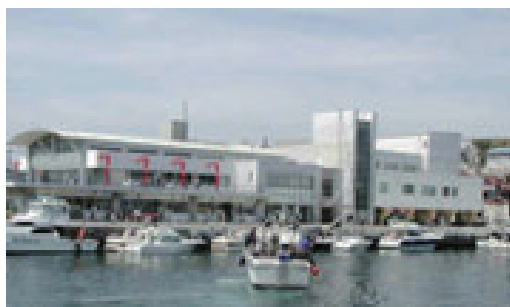
- 大規模地震・津波や激甚化・頻発化する自然災害による甚大な被害に備えて、漁港・漁村における事前の防災・減災対策等の推進を図っていく必要。政府は、防波堤と防潮堤による多重防護、粘り強い構造の防波堤、避難路の整備等を推進。
- 漁港施設等のインフラが老朽化する中、予防保全のための対策を盛り込んだ計画に基づき、インフラの老朽化対策を推進。

(3) 漁村の活性化

- 漁村の活性化のためには、それぞれが有する地域資源を十分に把握し最大限に活用することが重要。
- 漁業や漁港を核として地域経済の活性化を目指す「海業」が令和4（2022）年3月に決定した水産基本計画及び漁港漁場整備長期計画において盛り込まれ、地域資源と既存の漁港施設を最大限に活用し、水産業と相互に補完し合う海業を育成し、根付かせることにより地域の所得と雇用の機会の確保を目指す。
- 漁港機能の再編・集約等により空いた漁港の水域や用地等が、増養殖や水産物直売所等の海業等に活用され、漁村の活性化に寄与。
- 観光客等の来訪者を増やし、交流を促進するため、伝統的な生活体験や漁村地域の人々との交流を楽しむ「渚泊」について、その取組を支援。



三崎漁港での海業の一例

神奈川県三浦市三崎漁港
(左：産直センターうらり 右：みうら・みさき「海の駅」)

コラム 世界農業遺産滋賀県琵琶湖地域の伝統的漁業と食文化

滋賀県琵琶湖地域では、漁業と水田農業を通じて、人々は古来より琵琶湖の恵みを利用しており、琵琶湖におけるエリ漁では、江戸時代以前から漁網の目合い及び設置数の制限等の資源保全が受け継がれている。エリ漁等により獲られた湖魚は、ふなずし等伝統食に利用され、祭礼の供え物とするなど琵琶湖地域の文化を形成。

漁業者や農業者は、ふなずしの原料であるニゴロブナ等の産卵繁殖場の保全のため、ヨシ帯の保全とともに、成育の場となっている水田の環境を守るため、水田への魚道の設置等の取組を行う「魚のゆりかご水田プロジェクト」や、農薬や化学肥料を通常の半分以下の使用量にする「環境こだわり農業」、明治時代より続く水源林の保全活動等、琵琶湖周辺の水質や生態系に配慮した様々な取組を行っている。

このような、「魚をはじめとする生態系」と「農業を基盤とする文化」の相互作用により、1,000年以上にわたって受け継がれてきた循環型のシステムが評価され、令和4（2022）年7月18日、「森・里・湖（うみ）に育まれる漁業と農業が織りなす琵琶湖システム」として、新たに世界農業遺産に認定。



上空から見たエリ

魚のゆりかご水田プロジェクトで
整備された魚道を遡上するフナ

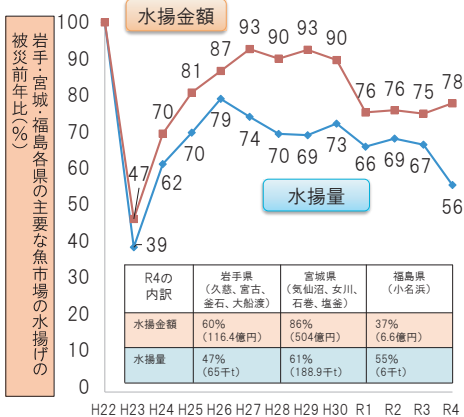
第6章 東日本大震災からの復興

(1) 水産業における復旧・復興の状況

- 平成23（2011）年3月の東日本大震災の発生以降、被災地域では漁港施設、漁船、養殖施設、漁場等の復旧が進められており、漁港施設、水産加工施設等の水産関係のインフラの復旧はおおむね完了。
- 一方、水産加工業の売上げの回復が課題であり、政府は、水産加工業における販路の回復・開拓等の取組を引き続き支援。

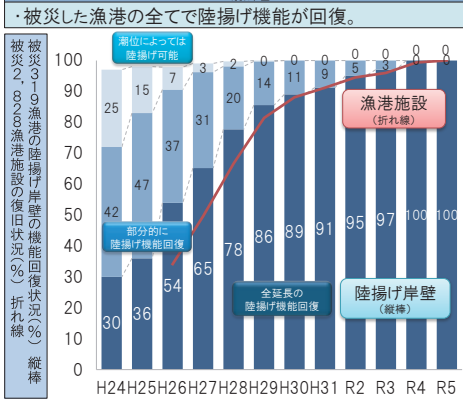
水産業の復旧・復興の進捗状況（令和5（2023）年3月取りまとめ）

1 水揚げ



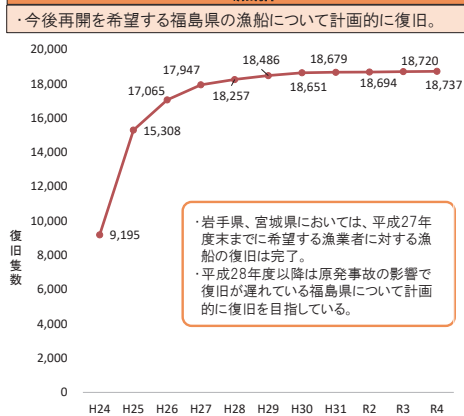
※H22年は22年3月～23年2月、その他の年は2月～翌年1月。
※R4福島県の値は速報値。

2 漁港



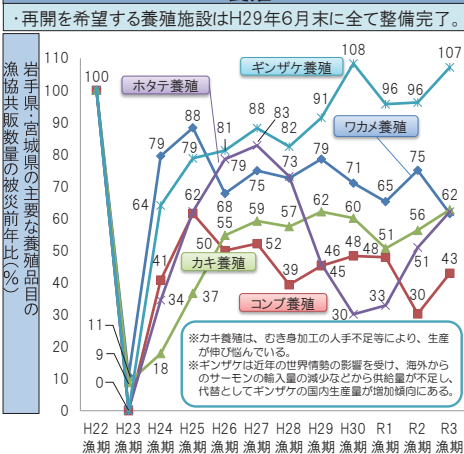
※漁港施設とは、岸壁、防波堤、泊地、道路等をいう。
※被災漁港数は7道県の合計。

3 漁船



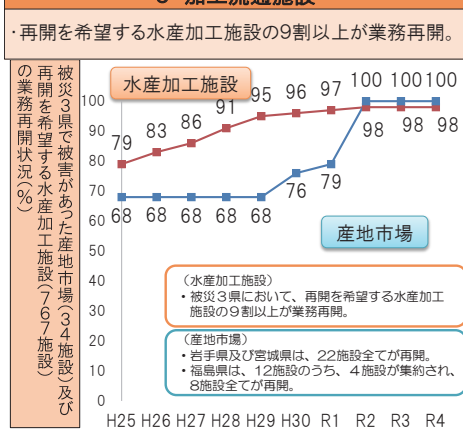
※各年の隻数はH24～R3年は3月末、R4年は12月末。
※復旧隻数は21都道府県の合計。

4 養殖



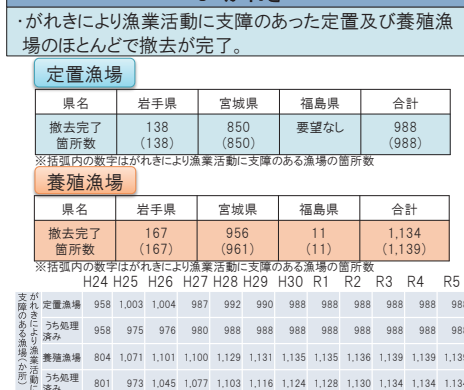
※カキ養殖は、むき身加工の人手不足等により、生産が伸び悩んでいる。
※ギンザケは近年の世界情勢の影響を受け、海外からのサーモンの輸入量の減少などから供給量が不足し、代替としてギンザケの国内生産量が増加傾向にある。

5 加工流通施設



※水産加工施設について、各年の数字は、H25～29年は12月末、H30年は9月末、R1～4年は12月末時点。
※産地市場について、各年の数字は、H25年が12月末、H26～R1年は翌年の2月末、R2年は翌年の1月末時点。R2年に福島県の産地市場が12施設から8施設に集約し、全ての施設が再開し業務再開状況が100%となったため、R3年以降は調査を行っていない。

6 がれき

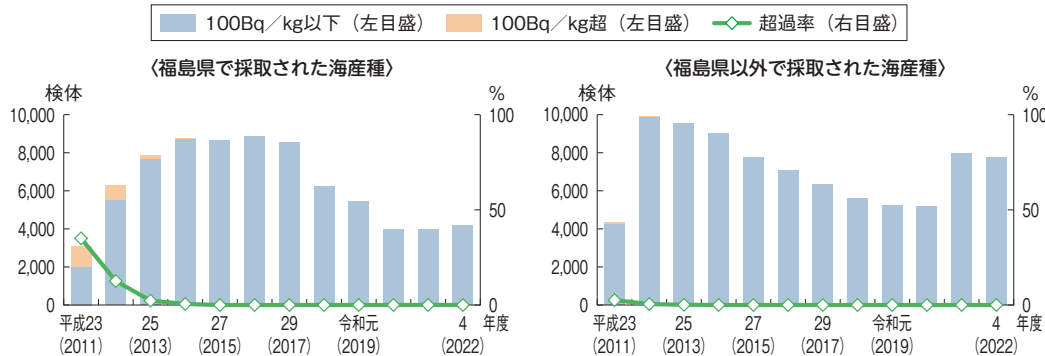


※支障のある漁場の箇所数の増減は、気象・海象によるがれきの流入・流出等のため。
※各年の数字は3月末時点（R5のみR5.1月末時点）。

(2) 東京電力福島第一原子力発電所事故の影響への対応

- 国、関係都道府県、漁業関係団体が連携し、水産物の安全性確保のため水産物の放射性物質モニタリングを実施。
- 放射性物質モニタリング結果は公表の上、基準値を超える水産物は、国、関係都道府県、漁業関係団体等の連携によって流通を防止。令和4（2022）年度の基準値超過検体数は、福島県においては、2検体。福島県以外においては、海産種では平成26（2014）年9月以降、淡水種では令和3（2021）年度以降の基準値超過検体はなし。
- 令和4（2022）年度より、新たにトリチウムを対象とする水産物のモニタリング分析を実施。分析の結果は検出限界値未満で過去の海水のトリチウム濃度と変わらない結果。また、国際原子力機関（IAEA）と協力の上データの信頼性・透明性向上に向け取組。
- 多核種除去設備（ALPS）等で浄化処理された水（ALPS処理水）の取扱いについて、令和3（2021）年にALPS処理水の処分に関する基本方針、ALPS処理水の処分に伴う当面の対策の取りまとめ及び行動計画を策定の上、生産・流通・加工・消費の各段階における徹底した対策等を確実に実施することで、被災地の水産業の本格的な復興を目指すとともに、全国の漁業者が安心して漁業を行うことができる環境が整備されるよう、政府一丸となって対応。
- 福島県産の食品に対する懸念は減少傾向にあるものの、これまでも風評被害が発生していることから、水産庁は、最新のモニタリング結果や水産物と放射性物質に関するQ&A等をWebサイトで公表するなど、正確で分かりやすい情報提供に努力。
- 海外に向けて、英語、中国語及び韓国語でのモニタリング結果を公表。各国政府に対し、輸入規制の撤廃に向けた働き掛けの結果、水産物の輸入規制を講じていた54か国・地域のうち、43か国・地域が令和5（2023）年3月末までに規制を撤廃。今後も、規制の早期撤廃に向けた働き掛けを継続。

水産物の放射性物質モニタリング結果（放射性セシウム）



原発事故に伴う諸外国・地域による輸入規制の緩和・撤廃の動向

（水産物）

平成23（2011）年5月時点		国・地域数
規制措置の内容		
輸入停止あり	全ての都道府県を対象	11か国・地域 (アラブ首長国連邦、イラク、エジプト、ギニア、クウェート、コンゴ民主共和国、仏領ニューカレドニア、仏領ポリネシア、モリシャス、モロッコ、レバノン)
	一部の都道府県を対象	7か国・地域 (マカオ、中国、ロシア、ブルネイ、台湾、サウジアラビア、シンガポール)
	日本での出荷制限品目を対象	2か国 (米国、韓国)
輸入停止はないものの、放射性物質検査証明書を要求	全ての都道府県を対象	8か国 (アルゼンチン、インドネシア、オーストラリア、カタール、チリ、パレーン、ブラジル、ボリビア)
	一部の都道府県を対象	13か国・地域 (香港、メキシコ、EU、EFTA(アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン)、セルビア、タイ、カナダ、マレーシア、コロンビア、ペルー)
自国での検査強化 (上記の国・地域を除く)		12か国 (イスラエル、イラン、インド、ウクライナ、トルコ、ネパール、パキスタン、フィリピン、ミャンマー、ニュージーランド、ベトナム、豪州)
合計		53か国・地域

※レバノン及びブラジルは平成23（2011）年4月、米国、韓国、メキシコ及びチリは同年6月、ボリビア及びコロンビアは同年8月時点。
※平成23（2011）年5月時点でEUと英国は一つの地域として計上していたため、本文に記載の国・地域数とは一致しない。

令和5（2023）年3月時点		国・地域数
規制措置の内容		
輸入停止あり	全ての都道府県を対象	0か国・地域
	一部の都道府県を対象	3か国・地域 (マカオ、中国、韓国)
	日本での出荷制限品目を対象	1地域 (台湾)
輸入停止はないものの、放射性物質検査証明書を要求	全ての都道府県を対象	0か国
	一部の都道府県を対象	7か国・地域 (仏領ポリネシア、香港、EU、EFTA(アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン))
自国での検査強化 (上記の国・地域を除く)		0か国
合計		11か国・地域

※EU27か国と英国は事故後、一体として輸入規制を設けたことから、一地域としてカウントしていたが、EUが規制緩和を公表し、令和3（2021）年9月20日よりEUと英国が異なる規制措置を採用することとなったため、英国を分けて計上する。

(参考) 水産施策の主なKPI

分野	KPI	進捗状況 (令和4(2022)年末時点)	KPIが記載された計画等
漁業	令和12(2030)年までに、漁獲量を平成22(2010)年と同程度(444万t)まで回復させることを目指す(参考:平成30(2018)年漁獲量331万t)。	令和3(2021)年の漁獲量(海藻類及び海産ほ乳類を除く)は、319万tであり、目標の72%。	みどりの食料システム戦略(令和3(2021)年5月策定)及び新たな資源管理の推進に向けたロードマップ(令和2(2020)年9月決定)
養殖業	令和32(2050)年までに、ニホンウナギ、クロマグロ等の養殖において人工種苗比率100%を実現することに加え、養魚飼料の全量を配合飼料給餌に転換し、天然資源に負荷をかけない持続可能な養殖体制を目指す。	令和3(2021)年の人工種苗比率(ニホンウナギ、クロマグロ、カンパチ、ブリ)は2.9%。 令和3(2021)年の配合飼料比率は45%。	みどりの食料システム戦略
養殖業	戦略的養殖品目について、令和12(2030)年に以下の生産量を目指す。 ・ブリ類 24万t ・マダイ 11万t ・クロマグロ 2万t ・サケ・マス類 3～4万t ・新魚種(ハタ類等) 1～2万t ・ホタテガイ 21万t (・真珠 令和9(2027)年目標200億円)	令和3(2021)年の生産量は、以下のとおり(％は目標との比較)。 ・ブリ類 13万t(54%) ・マダイ 7万t(64%) ・クロマグロ 2万t(100%) ・サケ・マス類(ギンザケのみ) 2万t(50%) ・ホタテガイ 16万t(76%) (・真珠 129億円(64%))	養殖業成長産業化総合戦略(令和2(2020)年7月策定、令和3(2021)年7月改訂)
輸出	水産物の輸出額を令和7(2025)年までに0.6兆円、令和12(2030)年までに1.2兆円とすることを目指す。 (うち令和12(2030)年の輸出重点品目 ・ブリ類 1,600億円 ・マダイ 600億円 ・ホタテガイ 1,150億円 ・真珠 472億円)	令和4(2022)年の水産物輸出額は、3,873億円であり、令和12(2030)年の目標の32%。	食料・農業・農村基本計画(令和2(2020)年3月閣議決定)及び経済財政運営と改革の基本方針2020・成長戦略フォローアップ(令和2(2020)年7月閣議決定)における農林水産物・食品の輸出額目標の内数並びに養殖業成長産業化戦略
水産物全体	令和14(2032)年度の水産物の自給率は、以下を目標とする。 ・食用魚介類 94% ・魚介類全体 76% ・海藻類 72%	令和3(2021)年度の水産物の自給率(概算値)は、以下のとおり。 ・食用魚介類 59% ・魚介類全体 57% ・海藻類 69%	水産基本計画(令和4(2022)年3月閣議決定)
水産物全体	令和22(2040)年までに漁船の水素化等に関する技術の確立を目指す。	技術の確立に向けて、水素燃料電池を使用する漁船の実証を計画。	みどりの食料システム戦略

令和5年度 水産施策

「令和5年度 水産施策」の構成

概説

施策の重点、財政措置、法制上の措置、税制上の措置、金融上の措置、政策評価

Ⅰ 海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理の着実な実施

- ・ 資源調査・評価の充実
- ・ 新たな資源管理の着実な推進
- ・ 漁業取締・密漁監視体制の強化等
- ・ 海洋環境の変化への適応

Ⅱ 増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現

- ・ 漁船漁業の構造改革等
- ・ 養殖業の成長産業化
- ・ 経営安定対策
- ・ 輸出の拡大と水産業の成長産業化を支える漁港・漁場整備
- ・ 内水面漁業・養殖業
- ・ 人材育成
- ・ 安全対策

Ⅲ 地域を支える漁村の活性化の推進

- ・ 浜の再生・活性化
- ・ 漁協系統組織の経営の健全化・基盤強化
- ・ 加工・流通・消費に関する施策の展開
- ・ 水産業・漁村の多面的機能の適切な発揮
- ・ 漁場環境の保全・生態系の維持
- ・ 防災・減災、国土強靱化^{きょうじん}への対応

Ⅳ 水産業の持続的な発展に向けて横断的に推進すべき施策

- ・ みどりの食料システム戦略と水産政策
- ・ スマート水産技術の活用
- ・ カーボンニュートラルへの対応

Ⅴ 東日本大震災からの復旧・復興及び原発事故の影響克服

- ・ 地震・津波被災地域における着実な復旧・復興
- ・ 原子力災害被災地域における原発事故の影響の克服

Ⅵ 水産に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- ・ 関係府省等の連携による施策の効率的な推進
- ・ 施策の進捗管理と評価
- ・ 消費者・国民のニーズを踏まえた公益的な観点からの施策の展開
- ・ 政策ニーズに対応した統計の作成と利用の推進
- ・ 事業者や産地の主体性と創意工夫の発揮の促進
- ・ 財政措置の効率的かつ重点的な運用

